

2 作業環境測定を行うべき作業場

労働安全衛生法

(作業環境測定)

第 65 条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

労働安全衛生法施行令

(作業環境測定を行うべき作業場)

第 21 条 法第 65 条第 1 項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの → **粉じん障害防止規則 第 25 条**

2 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

→ **労働安全衛生規則 第 587 条**

3 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

→ **労働安全衛生規則 第 588 条**

4 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの

5 中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。）を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの

6 別表第 2 に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの

7 別表第 3 第 1 号若しくは第 2 号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

→ **労働安全衛生規則 別表第 3**